

令和7年度第3回会津若松市運賃協議分科会  
(書面開催)

次 第

- (1) 議案第3号 まちなか周遊バスの運賃設定について
- (2) その他意見等

## 令和7年度第3回会津若松市運賃協議分科会 名簿

No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏名	備考
1	会津若松市地域公共交通会議会長が指名する市職員	会津若松市	企画政策部 企画調整課長	二宮 慎	
2	協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材	
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
4	住民又は利用者の代表する者として会津若松市地域公共交通会議会長が指名する者	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	

まちなか周遊バスの運賃設定について

令和7年度第7回会津若松市地域公共交通会議(書面開催)における議案第10号「まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」の再編(案)」(参考資料参照)にて、協議が調ったまちなか周遊バスの再編にあたり、改めて、当該路線の運賃の設定をする必要があることから、以下の運賃設定の内容について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

記

【運賃設定の内容について】

1 事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

2 設定しようとする運賃を適用する路線

まちなか周遊バス

3 設定しようとする運賃の種類、額及び適用方法

(1)運賃の種類 普通旅客運賃

(2)運賃の額 1回乗車:大人250円、小人130円(既存の運賃と同様)

4 実施予定日

令和8年4月1日

議案第10号

まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」の運行ルート及び  
バス停の見直しについて

会津乗合自動車株式会社にて運行しているまちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」の運行ルート及びバス停について、遅延解消による運行の安定確保および乗務員確保の観点から、下記のとおり令和8年4月より変更を行うものです。

なお、本件について関係団体との協議経緯書（別紙2）が会津バスより提出されましたので、ご参照ください。

(1)運行ルートについて

まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」の通勤通学便以外の運行ルートにおける七日町周辺のルートを一部変更する。

路線図は、次ページ以降を参照。

(2)バス停について

【新設】

・ 渋川問屋前 ・ 「北小路・酒蔵散策口」 ・ 神明通り

【廃止】

・ 阿弥陀寺東 ・ 大和町 ・ 老町 ・ 栄町中三丁目 ・ 鶴ヶ城北口

【名称変更】

変更前	変更後
若松駅前	会津若松駅前
郵便局前	会津若松郵便局前
小田垣局前	小田垣郵便局前
東山温泉入口	ゆっくらイン前
東山温泉入口(瀧の湯前)	瀧の湯前
飯盛山団地	飯盛団地
会津若松商工会議所前(御薬園入口)	御薬園入口(会津若松商工会議所前)
北小路田中稻荷神社前	北小路・酒蔵散策口

(3)運行ダイヤ(案)について

別紙1参照

(4)変更の時期

令和8年4月1日

運行ルート変更について

七日町～神明通り周辺拡大図 まちなか周遊バス ハイカラさん  
2025. 12. 1現在



七日町～神明通り周辺拡大図 まちなか周遊バス あかべえ  
2025. 12. 1現在



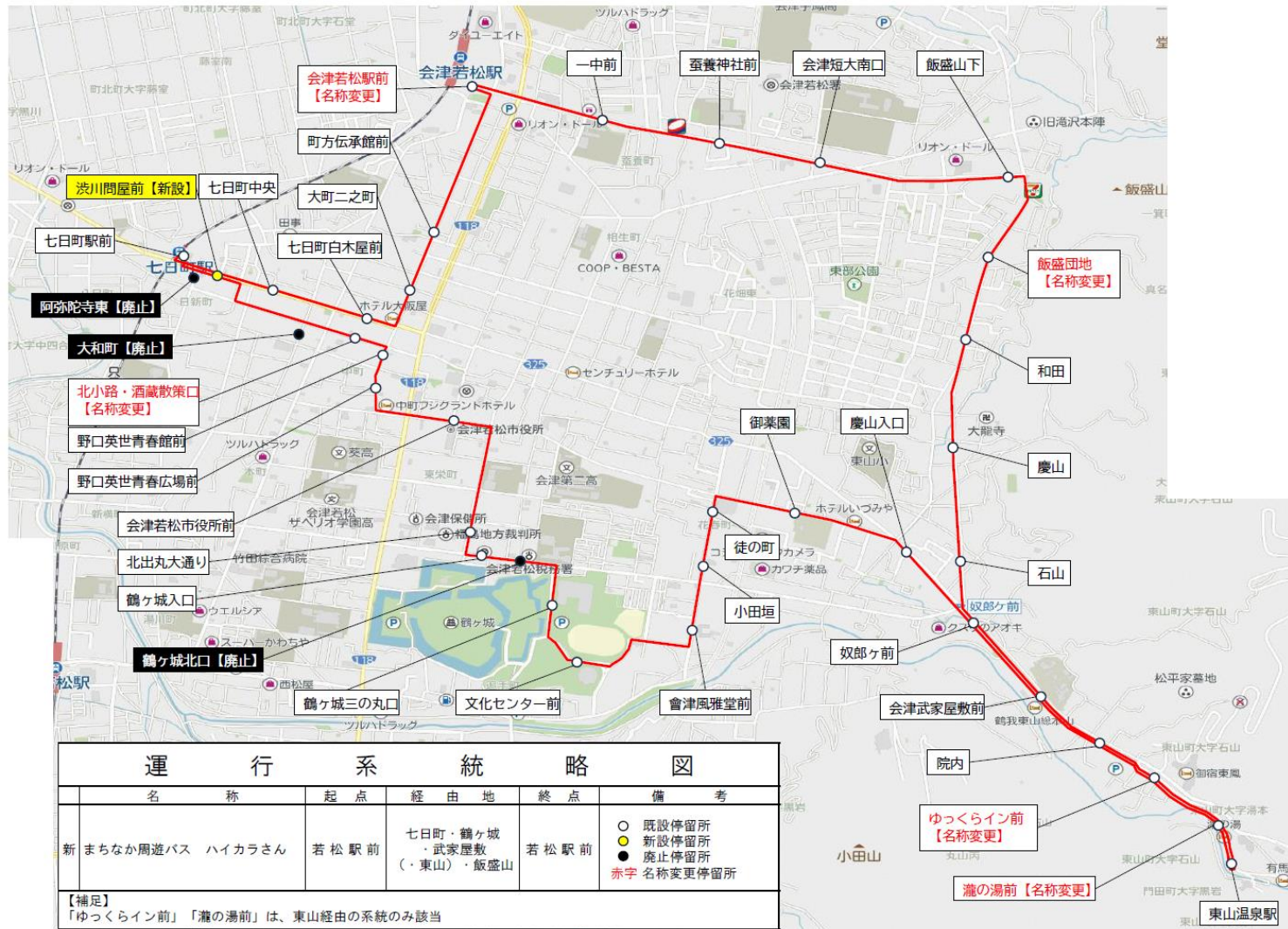
2026. 4. 1予定



2026. 4. 1予定

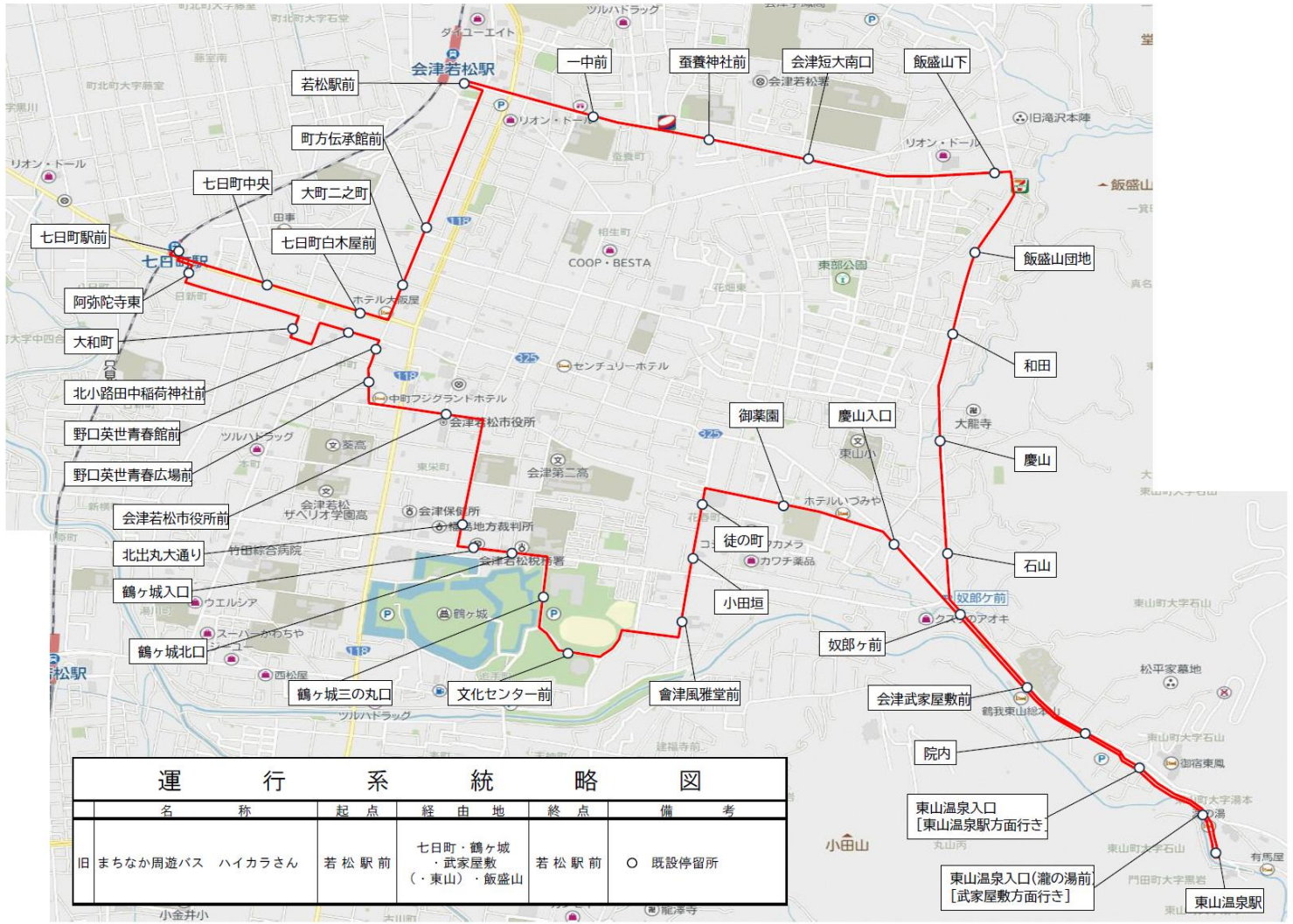


改正後：ハイカラさん(通勤通学便以外)



運行ルート変更について

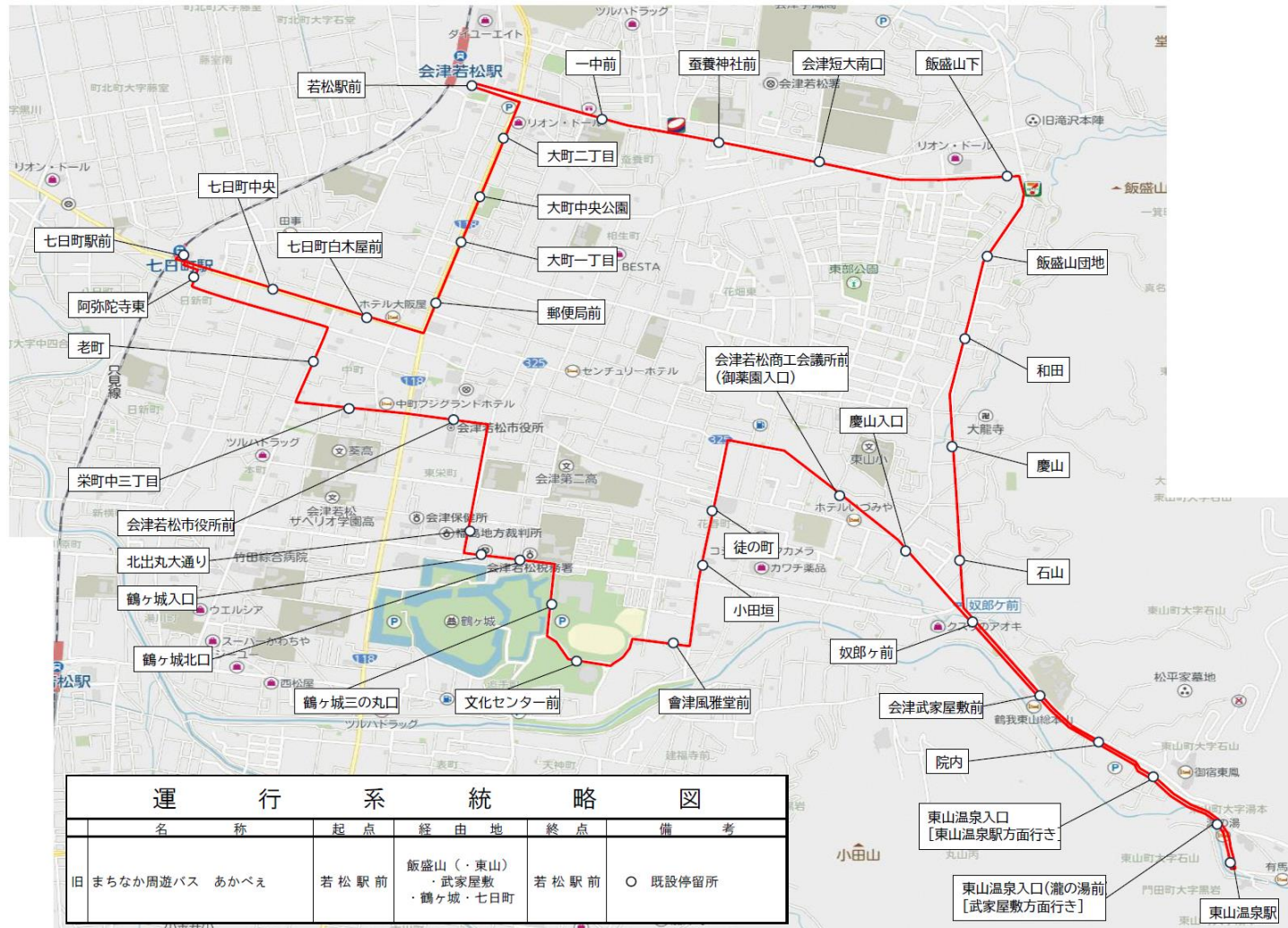
現行:ハイカラさん(通勤通学便以外)





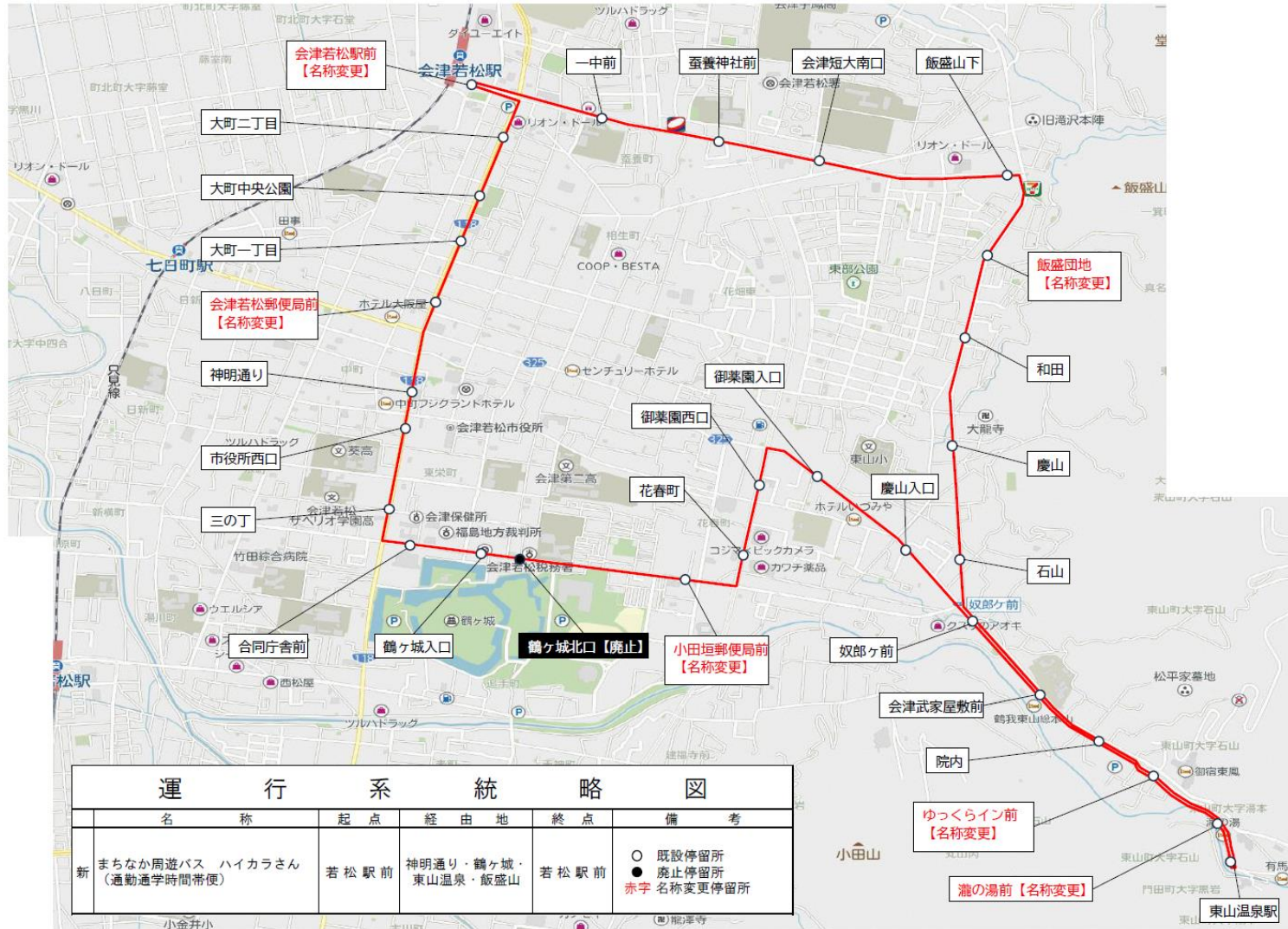
運行ルート変更について

現行:あかべえ(通勤通学便以外)

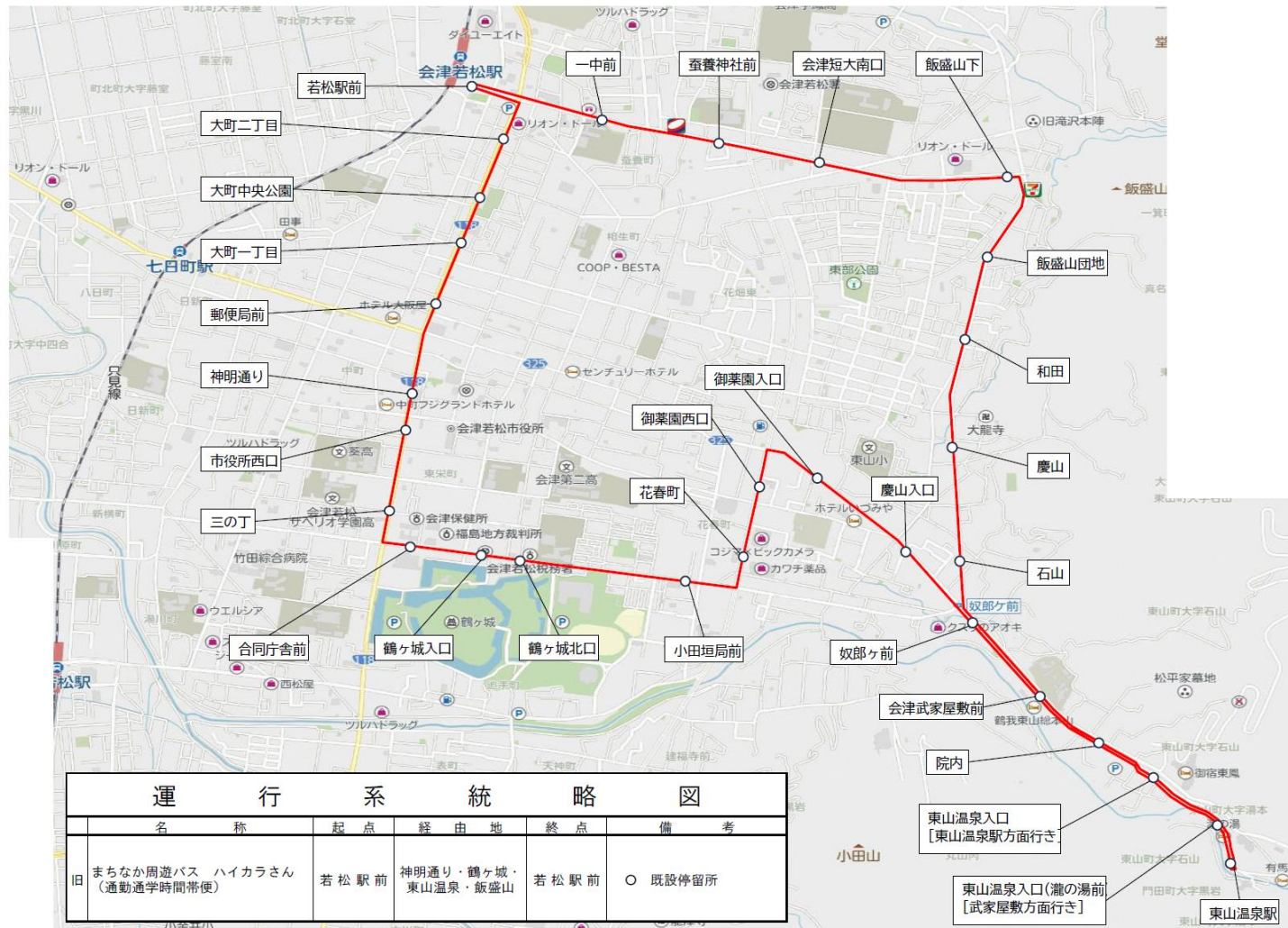


バス停名の変更について

改正後：ハイカラさん(通勤通学便)



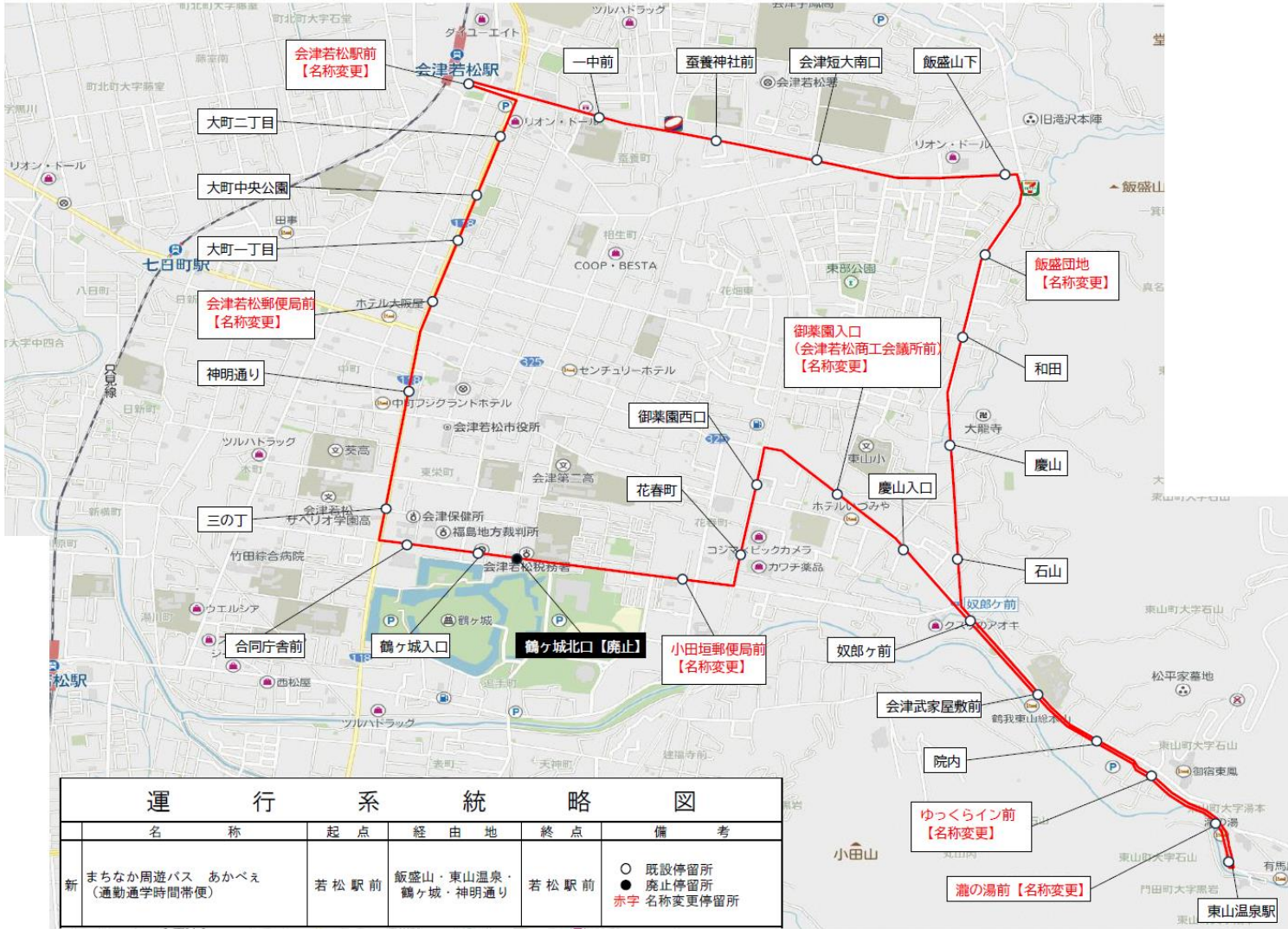
現行:ハイカラさん(通勤通学便)



運 行 系 統 略 図				
名 称	起 点	経 由 地	終 点	備 考
旧 まちなか周遊バス ハイカラさん (通勤通学時間帯便)	若松駅前	神明通り・鶴ヶ城・ 東山温泉・飯盛山	若松駅前	○ 既設停留所

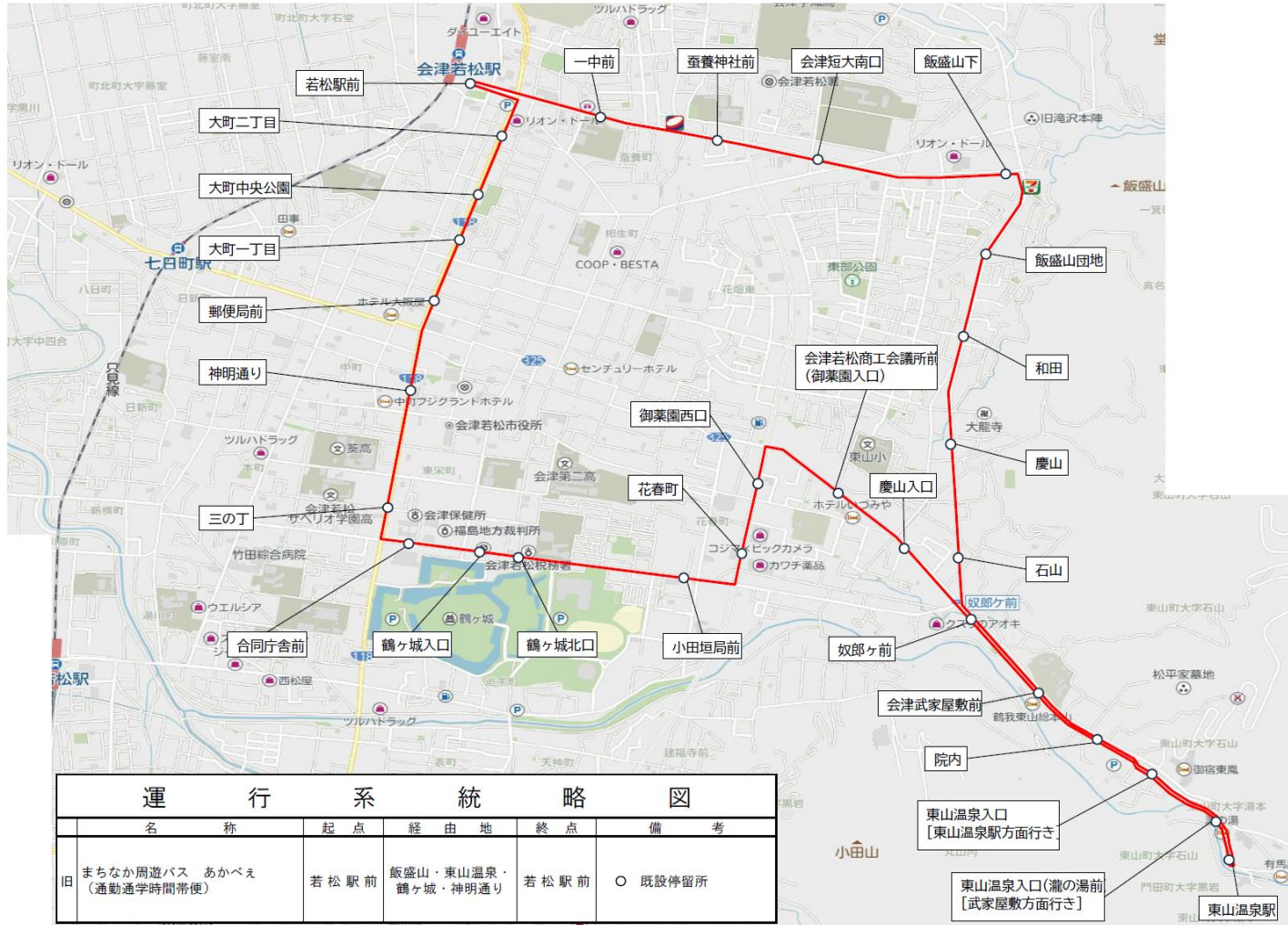
改正後：あかべえ(通勤通学便)

バス停名の変更について



バス停名の変更について

現行:あかべえ(通勤通学便)



バス停の廃止・新設について(七日町周辺)



路線図					
地番	キロ程	道路種別	路線の新設/廃止	色別	
ア 起点：福島県会津若松市七日町4-23先	0.1 km	市道 若3-294	廃止	——	
イ 終点：福島県会津若松市七日町4-1先					
ウ 起点：福島県会津若松市七日町3-2先	0.2 km	市道 若3-316	廃止	——	
エ 終点：福島県会津若松市七日町3-40先					
【凡例】 新設バス停 ● 廃止バス停 ○ 既存バス停					



路線図					
地番	キロ程	道路種別	路線の新設/廃止	色別	
オ 起点：福島県会津若松市日新町15-51先	0.1 km	市道 若3-292	廃止	——	
カ 終点：福島県会津若松市日新町12-33先					
キ 起点：福島県会津若松市日新町14-2先	0.1 km	市道 若3-308	廃止	——	
ク 終点：福島県会津若松市日新町14-23先					
ケ 起点：福島県会津若松市日新町14-2先	0.3 km	県道 59号	廃止	——	
コ 終点：福島県会津若松市日新町1-32先					
【凡例】 新設バス停 ● 廃止バス停 ○ 既存バス停					

廃止されるバス停の1カ月の利用状況(令和7年9月)

停留所名	乗車人数	割合 (%)	降車人数	割合 (%)	1日平均乗車人数	1日平均降車人数
若松駅前	7009	37.4	4252	22.7	233.6	141.7
阿弥陀寺東	84	0.4	148	0.8	2.8	4.9
大和町	122	0.7	42	0.2	4.1	1.4
鶴ヶ城入口	1524	8.1	2210	11.8	50.8	73.7
鶴ヶ城北口	266	1.4	347	1.8	8.9	11.6
鶴ヶ城三の丸口	503		1109		16.8	37.0
栄町中三丁目	30	0.2	169	0.9	1.0	5.6
老町	19	0.1	61	0.3	0.6	2.0
全 体	18760		18760		625.3	625.3

廃止予定のバス停利用割合合計 2.8 4.0

印、廃止予定のバス停

阿弥陀寺東	廃止（代替は渋川問屋前「新設」）
大和町	廃止（代替は七日町中央もしくは北小路田中稲荷神社前）
鶴ヶ城北口	廃止（代替は鶴ヶ城入口or鶴ヶ城三の丸口）
栄町中三丁目	廃止（代替は神明通り「新設」）
老町	廃止（代替は北小路田中稲荷神社前「新設」）

# 廃止されるバス停周辺の施設から最寄りバス停までの徒歩移動距離・時間

七日町中央バス停から末広酒造まで徒歩5分



鶴ヶ城入口から鶴ヶ城会館までの徒歩2分



神明通りから野口英世青春館まで徒歩2分



北小路田中稲荷神社前から末広酒造まで徒歩4分



波川問屋前から阿弥陀寺まで徒歩1分

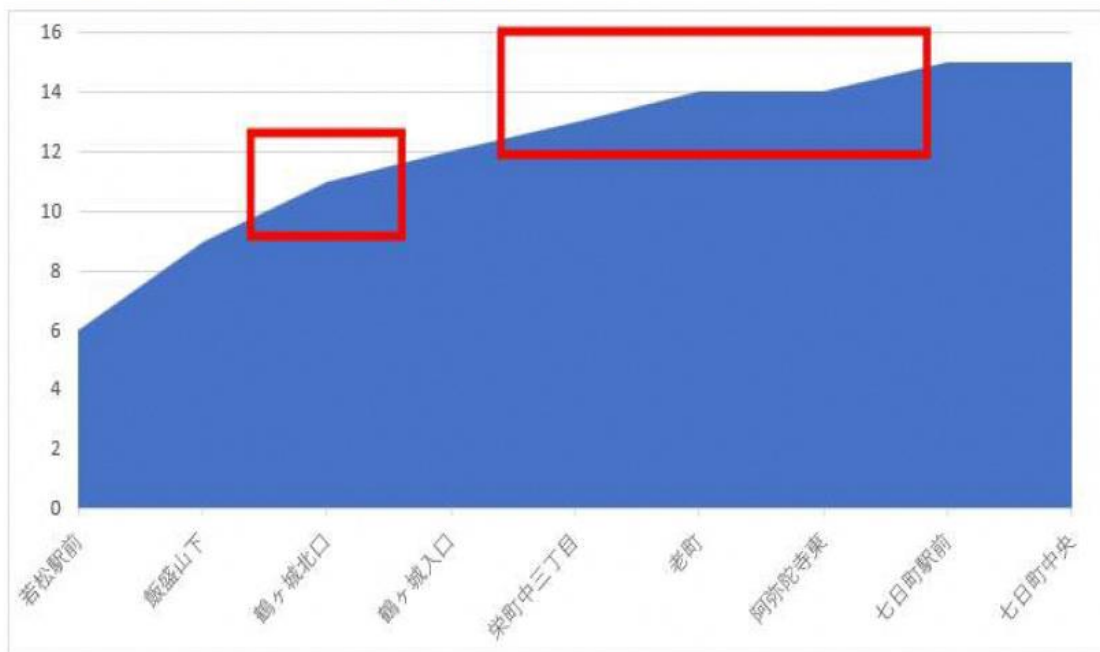


廃止されるバス停により生じている遅延状況(令和7年9月平均) 単位:分

まちなか周遊バス（ハイカラさん）運行時間の推移（遅延状況）



まちなか周遊バス（あかべえ）運行時間の推移（遅延状況）



## 会津若松市運賃協議分科会設置規程

(令和6年11月27日決裁)

### (設置)

第1条 会津若松市運賃協議分科会(以下「分科会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱(以下「設置要綱」という。)第9条第1項の規定する分科会として設置する。

### (組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長(以下「会長」という。)が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

### (分科会長)

第3条 分科会に会長(以下「分科会長」という。)を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (協議結果)

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、決裁の日から施行する。